# 平成31年度 吉備中央町社会福祉協議会 事業計画

"住み慣れた場所で誰もが安心して、いきいきと暮らせるまちづくり"

# 基本方針

全国的に少子高齢化が進む中で、単身世帯の増加や核家族化の進展などにより、社会的孤立や生活困窮者に対する支援など福祉ニーズは多様化・複雑化してきました。

少子高齢化は吉備中央町でも同じで、高齢化率が40%に迫る状況にあり、地域の支え手 不足が顕著で地域が元々持っている共存・共栄・相互扶助の機能が希薄化しております。

地域福祉の推進を使命とする社会福祉協議会の役割は一段と大きくなり、他の事業主体が 対応困難な福祉ニーズに積極的に取り組んで行く必要があります。地域の福祉課題を明確に して、地域組織や関係団体、ボランティア、専門機関などのネットワークを強化し、住民主 体による「支え合い・助け合い」の仕組みづくりとともに、ニーズに対応した質の高い福祉 サービスを提供できるよう行政とのパートナーシップを強化し、関係機関、団体等との連携 ・協働により総合的な地域福祉の推進に努めてまいります。

昨年は、"みんなの笑い声があふれる懐かしくて新しいふるさとの創造"を基本理念とした吉備中央町地域福祉計画が策定されました。社協は、この計画に基づき住民参加による具体的な進め方を盛り込んだ地域福祉活動計画の策定に取り組んでいきます。

また、社会福祉法の改正に伴い地域貢献活動の推進が社会福祉法人に求められていることから、町内の社会福祉法人との連携・協働により現状の公的サービスで支援できない制度の狭間のニーズや地域に介在する福祉課題の解決に向けて「地域における公益的な取組」の促進を図ります。

町民の皆様が住み慣れた地域で生活できる地域づくりは、行政や関係団体とのこれまで以上の連携強化と町民の皆様の活動への参画が何よりも重要であります。

"住み慣れた場所で誰でも安心して、いきいきと暮らせるまちづくり"に向け、各事業を 積極的に取り組んでいきます。

# **<**重点目標>

- 1. 住民主体による地域福祉活動の推進と支援
- 2. 総合相談・生活支援体制の整備
- 3. 小地域福祉ネットワークづくりの推進
- 4. 地域福祉関係諸団体との連携強化
- 5. 福祉サービスの適切な運営と質の向上
- 6. 社協職員の意識改革と資質の向上
- 7. 組織・運営体制の強化

## **〈**重点事業>

- 1. 地区社協活動支援·育成強化
- 2. 福祉委員の育成強化、見守りネットワークづくり
- 3. ふれあい・いきいきサロン活動の推進
- 4. ボランティアセンター事業の推進
- 5. 社会福祉法人連絡協議会設立、地域貢献事業の推進
- 6. 総合相談・生活支援活動の推進

## I 法人運営事業 [49,684千円(19.32%)]

民間団体としての主体的な経営判断を行い、かつ地域に開かれた組織体制を確立し、公共性と民間性をあわせ持つ地域福祉をすすめる団体として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、継続的に適切な事業評価やコスト把握などを行い効果的で効率的な経営に努めます。

#### 1. 法人運営事業

- (1) 理事会・評議員会・監査会の開催(理事会・評議員会 6月 12月 3月)
- (2) 役職員の研修(役員研修 9月)(職員含む)
- (3) 社会福祉関係機関、団体との連携
- (4) 社会福祉法人連絡協議会設立、地域貢献事業の推進
- (5) 社会福祉協議会基盤強化に関する調査、研究
- (6) 内部監査の実施
- (7) 情報活動の推進(社協だより、パンフレット等の発行、ホームページの整備)
- (8) 社協職員の意識改革と資質の向上(職員研修、人事管理制度の導入)

### Ⅱ 地域福祉事業 [86,778千円(33.74%)]

誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを使命とする社協には、地域福祉の課題を受け止め、その解決に向けた取り組みを図ることが強く求められています。地域住民から寄せられる様々な生活課題に対し、地域住民、民生委員・児童委員、福祉委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア団体や行政など、地域における幅広い協働・連携の場づくりや仕組みづくりを行い、その解決や予防に向けた相談・支援体制を強化し、地域福祉事業に取り組みます。

#### 1. 地域福祉活動事業

(1) 地区社協の活動支援・育成強化

地域住民による「見守り・支え合い」の地域福祉活動を支援するとともに、地域福祉の推進に向けて育成強化を図る。

#### (2) 福祉委員の育成強化、組織化

地域住民が安心して暮らせるように「小地域ネットワークによる」見守り活動の推進を図るため福祉委員研修会を開催して育成強化、組織化を図る。

- (3) **ふれあい・いきいきサロン活動の推進**(はつらつ元気体操(介護予防)と連携) 地域住民が気軽に集える場所づくりを通して、地域の「仲間づくり」「出会いの場づ くり」「健康づくり」などのサロン活動の推進を図る。
- (4) 福祉学習活動支援、出前福祉体験講座(車椅子・高齢者疑似体験、盲導犬・手話体験) 「命の大切さを実感する」「他者への思いやりの心を育む」「全ての人を排除しない社 会を創る」などの目的で福祉学習の活動を支援する。(保育園~高校まで)
- **(5) 夏・冬休みこども学習支援** (まるごとカフェ)

夏休みや冬休みに入った児童の孤食の防止や食事を通じて、健康な食生活と食習慣を 目指す食育と共に学力に合わせた学習を支援する。

- (6) 自主防災組織の育成・支援 (地域づくり、見守り・支え合い) 「見守り・支え合い」の地域づくりに向けた自主防災組織の育成・支援をする。
- (7) 生活支援コーディネーター事業 (アウトリーチの徹底) (受託事業) 住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活が送れるように、地域の実情に合わせて相談・生活支援をする。

### 2. 在宅福祉サービス事業

- (1) 福祉移送サービス事業(受託事業)
- (2) 高齢者ふれあい交流事業(受託事業)
- (3) 高齢者生活福祉センター居住部門運営事業(受託事業)
- (4) 産前産後ケア移動支援事業(受託事業)
- (5) 日常生活自立支援事業(受託事業)(権利擁護、金銭管理)
- (6) 長期在宅介護者報償金支給事業
- (7) 生活福祉資金貸付事業(受託事業)
- (8) 高額医療費及び福祉用具購入費等貸付事業
- (9) 福祉車輌貸出事業
- (10) 日常生活用具貸与事業
- (11) あんしん電話サービス事業
- (12) サポーター派遣サービス事業

#### 3. 福祉相談活動事業

- (1) 福祉相談事業(行政・人権相談と共同開設)
- (2) 総合相談事業(アウトリーチの徹底)

#### 4. ボランティアセンター活動事業

- (1) 夏のボランティア体験事業(加賀中学校等)
- (2) ボランティア活動支援事業(福祉教育:保育園、幼稚園、小・中・高校)
- (3) ボランティア団体助成事業(各ボランティア団体)
- (4) 災害ボランティア養成講座(災害ボランティアの養成・登録)
- (5) 災害ボランティアセンター設置訓練(災害ボランティアセンター運営訓練)
- (6) ボランティア保険加入支援
- (7) 福祉ボランティアグループ活動支援
- (8) ボランティア活動に関する相談・調整

### 5. 地域福祉活動計画の策定推進・支援

- (1) 地域福祉活動計画の策定推進(地域共生社会の実現に向けた、住民参加による計画)
- (2) 成年後見制度利用促進基本計画策定支援(町の基本計画策定支援)

### 6. 福祉センター管理運営事業

- (1) 老人福祉センター管理運営事業(ふれあい荘)
- (2) 総合福祉センター指定管理事業(高齢者生活福祉センター、介護保険関連施設)
- (3) 賀陽福祉センター指定管理事業(デイサービスセンターしらさぎ、生きがい支援センター、 ミニゴルフ場、ゲートボール場、共同作業場)

#### 7. 各種団体活動支援・助成金交付事業

- (1) シルバー人材事業団(受付等事務支援)
- (2) ふれあい・いきいきサロン
- (3) 身体障害者福祉協会
- (4) 遺族会
- (5) 結びの会
- (6) ケイマンゴルフ同好会

#### 8. その他

- (1) 100歳祝賀訪問
- (2) 災害見舞(火災、水害、土砂災害等)

#### 9. 共同募金・たすけあい募金事業

- (1) 共同募金事業(福祉活動事業、福祉施設へ配分、書き初め展の開催)
- (2) たすけあい募金事業(地域福祉活動推進事業(各公民館)、町内施設入所者へ配分)

## Ⅲ 介護保険事業 [120,703千円(46.94%)]

介護サービス事業については、意欲ある優秀な人材を確保し、質の高いサービスを提供 することが重要で、研修体制の充実を図り専門性の高い職員の育成に努めます。

また、多様化、深刻化する福祉課題・生活課題への対応を強化するため、介護サービス事業の人材や情報等の資源を社協全体として生かすことが重要であり、地域福祉と介護サービス事業の総合的展開を図る必要があります。そのため、ホームヘルパーや介護支援専門員等によるアウトリーチ機能を積極的に位置づけ、社協全職員の役割としてニーズキャッチを意識化し、個別支援を通して把握したニーズや地域資源に関する情報を共有するなど、介護サービス事業の人材や情報を地域福祉に生かし、住民主体の地域包括ケアシステムを支える社協らしい介護サービス事業の推進を図ります。

### 1. 介護サービス事業 [120,703千円(100.0%)]

- (1) 居宅介護支援事業 (居宅介護支援事業所(しらさぎ事業所内)) [12,385千円(10.3%)] (住民協働の生活支援、社会参加の促進・相談援助体制の強化)
- (2) 通所介護事業(しらさぎ通所介護事業所、やすらぎ通所介護事業所) [85,120千円(70.5%)] (利用者・家族の満足度の向上、高齢者の健康及び認知機能の維持) (災害時に福祉避難所として開設)
- (3) 訪問介護事業 (訪問介護事業所(やすらぎ事業所内)) [23,198千円(19.2%)] (情報の取得と共有、安全安心を配慮したサービスの提供)

#### --- <社協事業に対する指針> -----

- · 市町村社協経営指針(平成17年度)
- ・「市区町村発展・強化計画」策定の手引(平成17年度)
- ・ 地域包括ケアシステムのあり方(平成19年度)
- ・ 全社協 福祉ビジョン2011 (平成22年度)
- 社協・生活支援活動強化方針(平成24年度)
- ・ 災害時における福祉施設等の役割と基盤整備のあり方 (平成27年度)
- ・ 社協ボランティア・NPO活動支援センターアクションプラン2015 (平成27年度)
- ・ 社協・介護サービス事業推進方針2015 (平成27年度)
- ・ 全社協 福祉ビジョン2011〔第2次行動方針〕(平成27年度)
- 成年後見制度利用促進基本計画(平成28年度)
- ・ 地域福祉(支援)計画策定ガイドライン改定のポイント〔未定稿〕(平成29年度)
- ・ 地域共生社会の実現に向けた社協事業・活動の展開に向けて(平成29年度)
- ・ 社協・生活支援活動強化方針〔行動宣言と第2次アクションプラン〕(平成29年度)
- ・ 成年後見制度利用促進における社協の基本的な方策 (平成29年度)
- ・ 社協における生活困窮者自立支援の推進方策(平成30年度)